



# 第47回広島2人デモ 今日とは5.3 憲法記念日です

2013年5月3日(金曜日) 18:00 ~ 19:00 毎週金曜日に歩いていきます 飛び入り歓迎です

## 関電

危険で違法な 黙っていたら“YES”と同じ  
大飯原発再稼働を止めましょう

調査・文責：哲野イサク  
チラシ作成：網野沙羅  
連絡先：sarah@inaco.co.jp

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。私たちが素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

# 日本国憲法と原発問題 福島原発事故が明瞭に示す生存権の侵害

## 本日のトピック

放射線被曝に安全量はない  
世界中の科学者によって一致承認されています。

- 憲法は国家権力が遵守すべき基本法 – 原発は憲法違反
- 基本的人権・生存権・個人の尊厳・幸福追求権
- 日本の国民にではなく、IAEA（国際的核産業利用推進機関）に向けて報告を準備する原子力規制委員会
- 年々上昇する非がん性疾患死因 – ウクライナ
- 「子ども世代」で右肩あがりに上昇する甲状腺がん

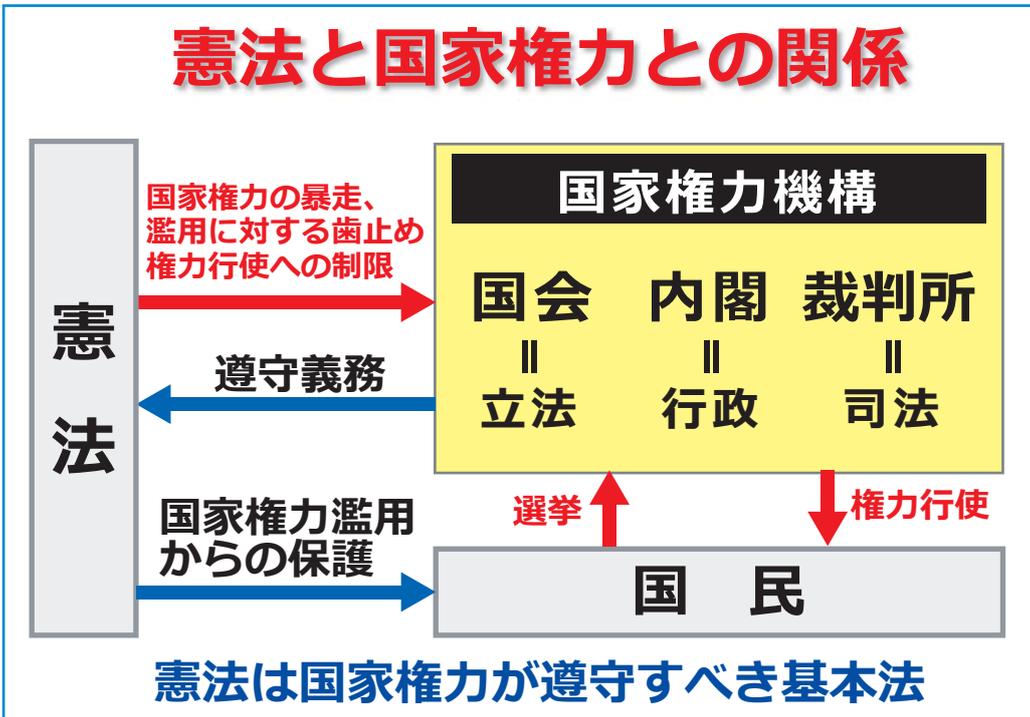
## 憲法は国家権力が遵守すべき基本法 – 原発は憲法違反

今日5月3日は憲法記念日です。今から66年前の1947年（昭和22年）5月3日に施行されました。朝日新聞は2013年5月2日朝刊（大阪本社版）に自民党安倍政権が今年7月の参議院選挙の争点としようとしている『憲法96条改悪』（次ページ参照のこと）をめぐる世論調査の結果を掲載しており、その中でそもそも憲法とはなんのためにあるのかに関する質問の結果を掲載しています。その結果は驚くべきものでした。記事を引用します。「**憲法とは元々、どのようなものだと思うかと尋ねると、“国家の行動を制約するもの”が18%、“国民の行動を制約するもの”が7%、一方で“両方の面がある”は70%に上った。**」

質問も確かに良くないとは言いながら、近代民主主義国家における「憲法」の本質を理解していない日本国民が全体の8割近くもいるというのです。このことは日本国憲法がいかに私たちの日常生活に根付いていないかを示すと同時に、『この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない』（憲法12条）と定められている権利意識の定着をいかにこれまで日本社会がなおざりにしてきたかを示しています。

近代民主主義国家における憲法とは、まず「国家権力」の権力濫用に対する歯止め装置として成立しました。日本国憲法もまたそうです。天皇を頂点とする国家権力が国民（**臣民**）の守るべき基本法として制定した旧日本帝国憲法との決定的違いがここにあります。旧日本帝国憲法は国民（**臣民**）が守るべきものでしたが、現在の日本国憲法は逆に「**国家権力**」が遵守すべきものなのです。  
(右図「憲法と国家権力の関係」を参照のこと)

福島原発事故以降“憲法と原発問題”の関係は一変しました。**福島原発事故そのものが憲法前文で規定する「基本的人権の尊重」**（① 恐怖から免れる権利＝自由権、② 欠乏から免れる権利＝社会権、③ 平和のうちに生存する権利＝平和的生存権）を明らかに侵しています。さらに憲法25条で定める『生存権』を侵しているばかりか、13条で定める『幸福追求権』も侵害しています。福島原発事故に怯える現地の子どもたちが「放射能による健康被害の可能性」から自由に学校教育を受ける権利を主張して裁判に訴えましたが仙台高裁は「将来はいざ知らず現在は放射能の害はない」として訴えを退けました。憲法を守るべき裁判所も**権力迎合型**となっています。もし私たちが憲法を正しく理解すれば、『**原発推進は国家権力の濫用**』、『**原発は憲法違反**』の結論を難なく導き出せるでしょう。

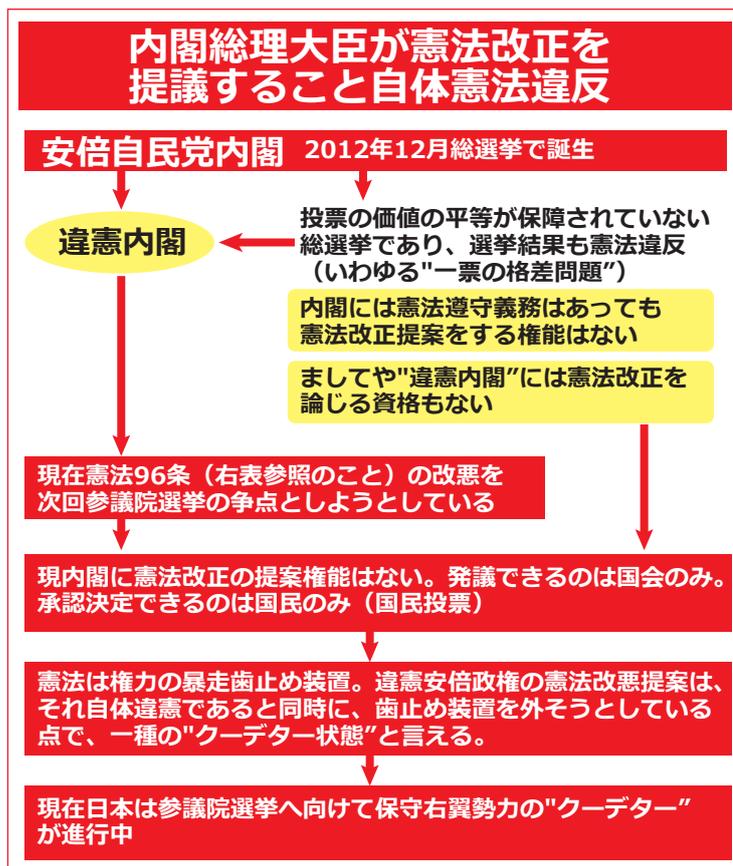


# 基本的人権・生存権・個人の尊厳 幸福追求権

日本国憲法の前文をまず声に出してお読み下さい。力強い調子、躍動的なリズムのある文章、敗戦直後、もう二度と天皇制軍国主義に踊らされて愚かな侵略戦争はしない、個人の人権の上に国家を置くような非人間的なことはしない、周辺諸国から尊敬される国家になろう、そうした当時の日本人の固い決意が66年の時を隔てて今に新鮮に伝わってきます。原文は英語ですが、とても英語を翻訳した文章とは思われない規範的な日本語文章となっています。そして権力の暴走、権力の圧迫に対して断固として戦い、個人一人一人の基本的人権、平和（憲法で規定する平和は明らかに単に戦争のない状態を指しているではありません）を守り抜こうとする決意が窺えます。それは「政府の行為によって戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」という一文に凝縮されています。

考えてみれば戦後自民党政権、そして自民党・公明党連立政権、民主党政権は、この日本の憲法を骨抜きにし、個人の上に国家権力を置き、基本的人権（① 恐怖から免れる権利＝自由権、② 欠乏から免れる権利＝社会権、③ 平和のうちに生存する権利＝平和的生存権）をないがしろにしようとする努力の連続でした。99条は「公務員の憲法尊重・遵守義務」を謳ってはいますが、99条を忠実に守ろうとする公務員は天皇、総理大臣を始めほとんど見当たらないという状況でした。

このことは今まで非常に見えにくかったのですが、「福島原発事故」とそれに対する日本の国家権力の対応は、国家権力が暴走し、私たち日本国民の基本的人権、生存権、個人の尊厳、幸福追求権を侵害し続けてきたことを明らかにしたのでした。原発問題から見ると国家権力が暴走し続けてきたこと、司法も含め憲法が侵され続けてきたことが非常に見えやすいということでもあります。自民党安倍政権は憲法違反内閣でもあります。その違憲内閣が、自らの手足を縛る憲法を変え、再び個人の上に国家権力をおこす「戦前帝国憲法」に戻したいと考えるのはある意味当然でしょう。しかしこれは一種のクーデターです。今現在夏の参議院選挙に向けて、戦前右翼ファシズム型のクーデターが音もなく進行中です。



## 日本国憲法前文

日本国憲法の一部としての性質を有している

### 基本原理 1. 国民主権

#### 2. 基本的人権の尊重

恐怖から免れる権利（自由権）

欠乏から免れる権利（社会権）

平和のうちに生存する権利（平和的生存権）

#### 3. 平和主義

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

## 第三章 国民の権利及び義務

### 国民の自由権および人権を国家が保持する義務

**第十二条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

### 個人の尊重（尊厳）・幸福追求権の規定

**第十三条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 公務員の地位と制度の基本理念に関する規定

**第十五条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

### 生存権と国民の生存権を守る国の義務

**第二十五条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 第九章 改正

### 憲法改正手続きについての規定

**第九十六条** この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## 第十章 最高法規

### 公務員の憲法尊重・遵守義務

**第九十九条** 天皇又は摂政及び内閣大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

【資料出典】電子政府 e-Gov (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>) より  
※なお旧かな使いは新かな使いに改めた

## 原子力規制委員会の東電福島第一原発事故分析追求経緯

2012年9月19日	原子力規制委員会発足
2013年3月27日	『東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会』設置を決定 ・月1回程度の開催を取り決め ・検討会メンバーを決定（別表参照のこと）
2013年5月1日	第1回検討会開催 ・IAEA（国際原子力機関）報告が第一義 ・中長期的に規制や安全向上に反映 ①国会事故調や政府事故調の主要論点 ②新事実に基づく論点（論点一覧表参照のこと）

【参照資料】『東京電力福島第一原子力発電所における事故分析の今後の進め方について』（2013年5月1日 原子力規制庁）

## 【別表】東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会課題一覧表

<b>&lt;1&gt; 地震動による機器・配管系の損傷の可能性</b>
①冷却材喪失事故（LOCA）の可能性 ・配管の微小な貫通電裂からの小規模LOCAの可能性 ・1号機「逃がし安全弁」（SR弁）が作動しなかった可能性
②非常用復水器系（IC系）配管の損傷可能性 ・1号機原子炉建屋内での出水
③1号機ディーゼル発電機1系統損傷の可能性 ・ディーゼル発電機1系統の停止時刻
④観測記録による地震応答解析の問題について
<b>&lt;2&gt; "格納容器圧力上昇について"</b>
⑤格納容器圧力の上昇。地震による配管損傷、小規模LOCAの可能性。 ⑥地震による比較的長周期な振動・揺動（スロッシング）で格納容器圧力が上昇した可能性。
<b>&lt;3&gt; 水素爆発について</b>
⑦炉内メルトダウン時溶融した炉心が原子炉圧力容器を貫通して、炉心溶融物が原子炉格納容器に放出され、原子炉格納容器のコンクリートを侵食する反応（コアコンクリート反応）が1号機で発生している可能性。 ・3号機でコアコンクリート反応が発生している可能性。
⑧4号機原子炉建屋爆発の水素発生源 ・3号機から逆流した水素量 ・4号機使用済燃料ピット（SFP）の水素発生量
⑨水素爆発の着火要因 金属摩擦、漏電など。
<b>&lt;4&gt; 1～3号機の機器損傷</b>
⑩1号機非常用復水器（IC）の機能喪失、安全弁の開閉状況
⑪2号機圧力抑制室（S/C＝格納容器下部に位置する巨大ドーナツ型の装置）圧力計の故障 格納容器破損の可能性 電気系統トラブルの可能性
⑫3号機原子炉隔離時冷却系（RCIC）の停止
<b>&lt;5&gt; その他</b>
⑬3号機使用済燃料ピット（SFP）再臨界の可能性 ・水素爆発後に確認された水蒸気の発生原因
⑭水力学的動荷重による格納容器破損 ・圧力抑制室（S/C）での蒸気等の放出に伴う局所的動荷重の発生による損傷の可能性
⑮津波到達後の圧力容器の損傷部位
⑯津波到達後の格納容器の損傷部位

【資料出典】原子力規制委員会・『第1回事故分析に係る検討会』の提出資料『各事故調報告書等において検討課題とされている事項』（2013年5月1日）

## 日本の国民ではなく、IAEA（国際的核産業利用推進機関）に向けて報告を準備する原子力規制委員会

2013年5月1日原子力規制委員会の『福島第一原発事故の事故分析検討会』がやっと第1回会合を開きました。『やっと』という意味は、**本来原子力規制委員会が最初に手をつけなくてはならなかったのが『福島原発事故原因分析』**だったからです。

2012年9月の規制委員会発足以来、規制委員会が精力を割いてきたのが『原発再稼働のための規制基準作り』でした。しかし**新規制基準にこそ、福島原発事故の教訓が盛り込まれなければならない、そのことを抜きにしては『原発再稼働』などは本来あってはならないことの筈**でした。

現実に『事故分析検討会』に提出された課題（別表：検討会課題一覧表参照のこと）を見てみると、<1>地震によって器機や配管の損傷はあったのかなかったのか、が重要課題としてあげられています。このことの解明なくして『地震に耐えられる原発』などは考えようがありません。<2>格納容器の圧力が上昇したのはなぜか、これも地震による影響があったのだとすれば、沸騰水型・加圧水型炉を含め現在の基準で大丈夫なのか、という疑問がぬぐえません。<3>の水素爆発に関して言えば、その詳細な爆発にいたるメカニズムは全然明らかになっていません。<4>1～3号機器損傷のうち、非常用復水器がなぜその機能を喪失したのか、ヒューマンエラーはあったのか（絶対あったのですが）、それは事故全体にどう影響したのか、なども未解明です。<5>のその他で示されている課題も呆れるほど基礎的な要因ばかりです。

本来最初にはなければならぬ『事故原因調査・分析・解明』ですが、これを後回しにして『再稼働のための規制基準』がほぼできてしまい、この7月までの実施を待つばかりになっています。しかも、**事故分析検討会の第一義的目的が「IAEA（国際原子力機関）への報告」にあるというのですから、いったいこの人たちは誰のために働いているのか、**大きな疑問を抱かざるを得ません。そして検討会の成果は、中長期的に規制や安全性向上に役立terるといふのです。（表：「事故分析追求」参照のこと）

**全く順序が逆でしかも報告する相手が間違っています。**福島原発事故の詳細な事故とそのメカニズムの分析は、まず私たち国民に向かってなされなくてはなりません。そしてそのことは現在ただ今も非常に不安定な状態にあり、これから再臨界、水素爆発、水蒸気爆発、核暴走を含む『フクシマ第2事故』を未然に防ぐことにも役立つはずですが、**この原子力規制委員会の姿勢は、私たちの基本的人権を後回しにする「国家権力の暴走」といえます。**

## 【別表】東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会メンバー

属性	氏名	身分	出自分野、原発業界との関わりなど
担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員	日本原子力研究開発機構出身
外部専門家	橘高 義典	首都圏大学教授	コンクリート工学専門家 経産省日本工業標準調査会臨時委員
	久木田 豊	名古屋大学名誉教授	元原子力安全委員会委員長代理。専門は原子力熱学
	高木 郁二	京都大学教授	核融合炉プラズマ対向壁の研究、原子炉燃料被覆管の健全性評価などの専門家。日本核燃料開発株式会社から研究助成金を貰っている
	高田 毅士	東京大学教授	清水建設出身
	奈良林 直	北海道大学教授	東芝出身。元原子力安全委員会専門委員。原子炉の免震構造など原子炉安全工学の専門家。日本原子力発電、東京電力、原子力燃料工業などから寄付金、研究費をもらっている。
	渡邊 憲夫	日本原子力研究開発機構・安全研究センター・規制情報分析センター長	前安全研究センター・研究主席。分析センター長は部長級ポスト。いわゆる“原子カムラ”の中では比較的クリーンな人物。3月28日以降に外部専門家メンバーとなった。
	丸山 結	日本原子力研究開発機構・安全研究センター・シビアアクシデント研究評価Gリーダー	同シビアアクシデント研究評価グループ・リーダーは日本原子力研究開発機構では“次長級”ですらない。3月28日以降に外部専門家メンバーとなった。
	鬼沢 邦雄	日本原子力研究開発機構・安全研究センター・研究調整室長代理	同研究調整室室長代理は日本原子力研究開発機構では“部長級”。3月28日以降に外部専門家メンバーとなった。
与能本 泰介	日本原子力研究開発機構・安全研究センター・研究主席	同研究主席は日本原子力研究開発機構では“部長級”。3月28日以降に外部専門家メンバーとなった。	

※日本原子力研究開発機構は文科省・経産省傘下の独立行政法人で、人員は約4000名（常勤職員は約2100名）、年間予算約2000億円。原子力発電、核燃料サイクル領域での基礎・応用研究が主な業務。民間ではコスト高について担当できない新規研究や基礎研究を国家予算で担当する。「ふげん」「もんじゅ」や「高温工学試験研究炉」「核融合研究炉」などの施設を運営している。原子力規制委員会担当委員の更田豊志は原子力研究開発機構出身だが、事故分析検討会メンバーを3月27日いったん決定した後、このメンバーでは力不足と見たのか、5月1日の第1回検討会までに4名の追加外部有識者を指名した。4名は全員更田の古巣である原子力研究開発機構から連れてきたという格好だ。

## 年々上昇する非がん性疾患死因－ウクライナ

前回チラシ（第46回デモチラシ－4.26チェルノブイリデー特別版）でも扱ったように、ウクライナ政府が福島原発事故直後の2011年4月に公表した『チェルノブイリ事故後の25年：未来へむけての安全』と題する報告書は、事故による長期間にわたるウクライナ市民の放射線被害の実情を私たちに伝えてくれています。そればかりか「低レベル放射線被曝は安全」とか「低レベルでは健康損傷はがんと白血病」のみとか『放射能安全神話』に基づく日本政府や国際的権威機関、日本の大手マスコミの流す情報がいかに虚偽に満ちたものであるかを明らかにしています。表1は、86年の事故で避難した成人の、事故後ほぼ20年後の2007年における成人の「非がん性疾患」による死因の割合です。驚くべきことに全体の89%までが心血管疾患、すなわち心臓と血管に係わる疾病で死亡しています。長期間にわたる執拗なセシウム137による低レベル放射線影響（**ほぼ全部が内部被曝**）を窺わせます。恐らくはこのまま放置しておけば、フクシマ事故後の放射線影響も同じ道をたどるのではないかと恐れます。

表2は86年の事故で避難した人々のうち高血圧症患者の死亡動態調査です。5年区切りでの調査結果になっていますが、2000年までは男女に大きな差がないのに、2003年以降では、男性よりも女性の死亡率が激増しているのが特徴です。また何よりも驚かされるのは、事故から年を追うごとに死亡者全体が右肩あがりに激増していることです。今回のデータはウクライナ国家疾病登録システムが把握しやすい「事故避難者」のデータですが、この傾向（**心血管疾患の増加**）は同国全体の傾向です。

## 「子ども世代」で右肩あがりに上昇する甲状腺がん

表3はチェルノブイリ事故時「0才から14才」だった子どもたちの間で年を追うごとに甲状腺がんが多発している状況を示しています。もちろん高い汚染地域の子もたちの方が発症率は高いのですが、その他の低レベル地域でも甲状腺がんが発生し、傾向としては高汚染地域と同じであることがよくわかります。同報告書関係部分（**英語テキストp133**）から引用します。

「今日(2011年時点)、高リスクグループ(事故時0才から18才だったグループ)の間で、チェルノブイリ事故の後、甲状腺がんが激増していることが最終的に証明された。全世界の主要な医療機関や科学研究機関によって、この事象がチェルノブイリ事故の主要な健康損傷結果であることが認知されている。チェルノブイリ事故時、放射性ヨウ素の大きな影響を受けた子どもや青年だった人々は、25年後成人のカテゴリーに移行した。肉眼でも顕微鏡レベルでも特徴づけられる極めて活発な変化と腫瘍の範囲の浸潤状況が確認されており、“ヤングアダルト”の間の甲状腺がんに関する情報には今、特別な注意を向ける必要がある。」

「悪性腫瘍の進展は明らかに放射線の確率的影響(stochastic effects)によるものである。しかしながら子供時代(特に4才までの子ども)にチェルノブイリ事故で被曝した人々には、明白に甲状腺被曝でさらに進んだ等級の甲状腺がんへの傾斜が見られる。チェルノブイリ事故時18才以下だった人々の間では、被曝線量が高いほど、甲状腺がんがより高頻度に発生している。さらに、チェルノブイリ事故の前に生まれた子供たちの発症率は、チェルノブイリ事故後に生まれた子供たちのそれよりも15倍以上高い。このことは『ポスト・チェルノブイリの子もたち』

（“children postchernobyl”）の放射線甲状腺がんの性質としてさらに確認する必要がある。」

事故後25年も経て、ウクライナ全土で事故時0才から18才だった子どもたちに甲状腺がんが増加し、さらにその増加傾向に歯止めがかからない原因についてはまだまだ未解明な部分も多いようです。あるいはヨウ素131以外の、セシウム137の影響もあるのかも知れません。注意したいのは汚染の低かった地域でも甲状腺がんが発生していることです。“フクシマ事故”に直面する私たちは、子どもたちの基本的人権、生存権、幸福追求権を守るという立場で事態に対処していく必要に迫られています。長い長い戦いになることだけは確実です。

表1 2007年における成人避難者の非がん性疾患による死因の構成

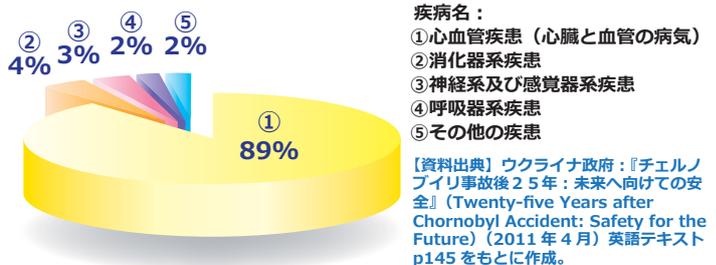


表2 チェルノブイリ事故：成人避難者 高血圧症患者 死亡動態調査（5年区切り）

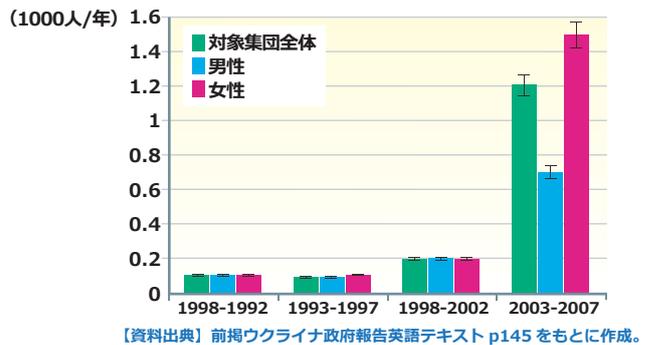


図1 ウクライナ・セシウム137汚染土壌マップ2011年予測



表3 チェルノブイリ事故時0～14歳の子ども人口の甲状腺がん発生の推移

